



令和9年分以後の所得税について、事業所得又は不動産所得に係る

# 10万円控除要件が変わります!



10万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録しているもののうち、その年の前々年分の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が1,000万円を超える者は10万円の青色申告特別控除が適用できなくなります。

収入金額 (2年前)	改正前		改正後	
	【簡易簿記】	【簡易簿記】	【簡易簿記】	【複式簿記+e-Tax】
1,000万円超	10万円	0円	65万円又は 75万円(※1)	
1,000万円以下	10万円	10万円		

※1 改正後の65万円控除の要件(複式簿記+e-Tax)に加えて、請求書データ等との自動連携や訂正削除履歴の記録など一定の要件を満たす優良な電子帳簿を作成及び保存している場合には、最大75万円の控除を受けることができます。

## 複式簿記には、会計ソフトが便利です

会計ソフトを利用することで、日々の仕訳を簡単に行うことができ、入力した仕訳は他の帳簿へ自動的に転記・集計され、損益計算書や貸借対照表を効率的に作成できるため、複式簿記による記帳を行いやすくなります。なかでもクラウド会計ソフトは、銀行口座との自動連携や請求書・レシートのスキャンといった機能を有しているものが多く、業務の効率化を図ることができます。

事業主の皆様へ

## 労働保険事務組合制度をご存知ですか

### 労働保険事務組合制度とは

労働保険(労災保険・雇用保険)には、加入手続きをはじめ、保険料の申告納付や雇用保険の被保険者に関する届出等様々な事務手続きがあり、事業主にとって負担となっていることが少なくありません。そこで、事業主の事務の負担を軽減するため、厚生労働大臣の認可を受けた事業主の団体等が、各事業主に代わって、これらの事務を一括して処理することができるようにしたのが、労働保険事務組合制度です。

**事業委託できる事業主は** 常時使用する労働者が、以下の規模の事業主です。

- 金融・保険、不動産、小売業 .....50人以下
- 卸売、サービス業(※) .....100人以下
- その他の事業 .....300人以下

※除外業種があります。詳しくはお問い合わせください。

### 委託できる労働保険事務の範囲

- 労働保険の概算保険料、確定保険料等の申告及び納付事務
- 保険関係成立届、雇用保険事業所設置届の提出等に関する事務
- 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- 雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務
- その他、労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険・雇用保険の給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合に委託することはできません。



### 委託するとこんな利点があります

- 労働保険の加入手続きをはじめ、保険料の申告納付等事業主の行う事務処理が大幅に軽減されます。
- 労働保険料の納付を3回に分割することができます。
- 事業主や家族従事者なども労災保険に特別加入することができます。

### 労働保険料の分割納付とは...

通常は概算保険料額が40万円(労災保険または雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円)以上の場合のみ、労働保険料の納付を3回に分割することができますが、労働保険事務組合に事務を委託すると、概算保険料額にかかわらず、労働保険料の納付を3回に分割することができます。

### 労災保険の特別加入制度とは...

労災保険は、本来、業務上の事由または通勤による労働者の負傷、疾病、障害または死亡等に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方で、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して、特別に任意加入を認めているのが特別加入制度です。労働者を一人でも雇用する事業主が、労働保険に加入して労働保険事務組合に事務を委託すると、事業主や家族従事者なども特別加入することができます。

お問合せ：伊根町商工会 TEL0772-32-0302

## 日本政策金融公庫

## 経営改善貸付制度

マル経  
融資



伊根町内中小企業者が、商工会の実施する経営指導を受け、商工会長(審査会等)の推薦を受けた方

融資対象者	次のすべての条件を満たしていることが必要 ・常時使用する従業員が20人(商業またはサービス業(宿泊業、娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む方については5人)以下の法人・個人事業主の方 ・最近1年以上伊根町で事業を営んでいる事業所 ・原則6ヶ月以上商工会の経営指導を受けている事業所 ・所得税・法人税・事業税・町府民税のすべてを完納している事業所 ・商工業者で日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種でない事業所
資金用途	設備資金、運転資金
融資金額	<b>2,000万円以内</b>
担保保証人	無担保・無保証人
返済期間	10年以内(据置期間:2年以内) 元金均等月賦返済
年 利率	最新の利率は右記QRからご確認下さい

※審査の結果、お客様のご希望に添えないことがあります。  
※利率は金融情勢によって変化いたしますので、記載されている利率とは異なる場合がございます。

日本政策金融公庫 [http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen\\_m.html](http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html)

## 事業主・被保険者の皆様へ

## 令和8(2026)年度雇用保険料率

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

### <令和8年度の雇用保険料率>

(枠内の下段は令和7年4月~令和8年3月の雇用保険料率)

事業の種類	負担者	事業主負担			①+② 雇用保険料率
		① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	令和8年度	5/1,000	8.5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
	(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	令和8年度	6/1,000	9.5/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
	(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	令和8年度	6/1,000	10.5/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
	(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

## ちゃんとチェック! 最低賃金



京都府 最低賃金

UP  
64円

令和7年  
11月21日  
時間額

1,122円

働く人も、雇う人も、確認を忘れずに

